**くらしの情報**

**障がい者や高齢者の支援情報をお知らせします**

問い合わせ　各問い合わせ先

詳しい内容は、各担当に問い合わせください。

**障がい者向けの支援**

❶福祉タクシー利用助成券

内容　1枚600円のタクシー券を月4枚交付

対象　住民税非課税世帯で、身体障害者手帳1・2級、内部障害3級、精神障害者保健福祉手帳1・2級、療育手帳Aのいずれかに該当する人

❷心身障害者自動車等燃料費　助成券

内容　1枚500円の助成券を月4枚交付

対象　住民税非課税世帯で、次のいずれかの要件に該当する人

①身体障害者手帳1・2級、内部障害3級、精神障害者保健福祉手帳1・2級のいずれかに該当し、自動車などを所有して運転している人、または障がい者所有の自動車などを運転する同一世帯員

②身体障害者手帳下肢障害3級の人で、自動車などを所有し運転している人

③療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1・2級のいずれかに該当する人、または18歳未満で身体障害者手帳1・2級、内部障害3級のいずれかに該当する、障がい者のために運転する同一世帯員

❶、❷共通事項

申込　障がいを証明できる各種手帳、車検証・運転免許証（燃料費助成のみ）、本人または申請者の個人番号が分かるものを持参して申し込み

問い合わせ　高齢障がい福祉課障がい福祉担当 電話23-2167

　　　　　　各総合支所市民福祉課地域福祉担当

❸障がい者が利用する軽自動車税などの減免制度

内容　一人につき対象となる車両1台の、軽自動車税（種別割）や自動車税（種別割）を減免

※前年度に軽自動車税（種別割）の減免を受けた人には、申請書を郵送します。

■軽自動車税（種別割）の減免

申請期間　5月13日（月曜日）～31日（金曜日）

申請方法　車検証（電子車検証の場合は自動車検査証記録事項）、各手帳（身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）のいずれか、運転者の運転免許証、納税義務者の個人番号が分かるもの、申請者の本人確認書類（運転免許証など）を持参、もしくは郵送で申請

問い合わせ　税務課市民税担当 電話23-2148

　　　　　　各総合支所市民福祉課税務担当

■自動車税（種別割）の減免

　北部県税事務所へ問い合わせてください。（電話91-0705）

**在宅高齢者向けの助成**

❹高齢者等福祉有償運送利用助成

内容　助成券を月2枚交付し、通院などに利用する福祉有償運送の迎車料金（全額）、乗車料金の乗車距離1キロメートルごと（待機料金は10分ごと）に50円を超える額を助成

対象　次のいずれかの要件に該当する人

①65歳以上で要介護３～５の認定を受け、交通機関の利用が困難な人

②65歳未満で身体障害者手帳下肢障害または体幹機能障害１・２級のいずれかに該当する人

❺高齢者タクシー利用助成

内容　1枚600円のタクシー券を月2枚交付

対象　次の要件を全て満たす人

①世帯員全員が65歳以上の人

②要支援1～要介護5、または事業対象者に認定された人

③世帯全員と同居家族の住民税が非課税の人

◆❶、❷、❹、❺の注意点

　❶、❷、❹、❺の助成と、グループタクシー利用助成は重複できません。また、❶、❷、❺は社会福祉施設入所者や3カ月以上入院している人は利用できません。

❻介護用品の購入助成

内容　紙おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋、ドライシャンプー、清拭剤（介護用品に限る）を購入する助成券の交付

助成額　1カ月当たり１５００円

対象　要支援・要介護認定を受けている、常時失禁状態にある60歳以上の在宅高齢者を介護する家族など

❼軽度の生活援助

内容　①衣類の洗濯、住居の掃除・整理整頓、生活必需品や食材の買物、関係機関との連絡、外出時の付き添い②雪かき、草むしり、朗読、代筆、軽微な補修（1カ月12時間まで）

利用者負担額　住民税非課税世帯：1時間150円、それ以外の世帯：1時間300円

対象　世帯員全員が65歳以上で、軽度の生活援助を希望する人

※介護保険の要介護・要支援認定者および事業対象者は、②のみ対象です。

❹、❺、❻、❼共通事項

申込　介護保険被保険者証、本人または申請者の本人確認書類（運転免許証など）を持参して申し込み

問い合わせ　高齢障がい福祉課高齢福祉担当　電話23-6085

　　　　　　各総合支所市民福祉課地域福祉担当